

事務事業評価(令和6年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部障がい福祉課
所属コード	63100

番号	事業名	R6決算 事業費(千円)
1	非常用電源装置購入費用助成事業	1,378
2	視覚障がい者外出支援充実強化事業	215
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
会計	一般会計

事務事業名	非常用電源装置購入費用助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	・大阪府では、平成30年の台風21号による停電の際に、在宅人工呼吸器装置患者から、電源確保のための救急要請が多発した事例を踏まえ、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会と「在宅患者災害時支援に関する協定」を締結しています。 ・本協定に基づき、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会では、府内訪問看護ステーションを通じて、その利用者である在宅人工呼吸器装着患者に対し、非常用電源の確保等の自助行動啓発を推進されています。 ・大阪府健康医療部保健医療室では、毎年、府下市町村に対して、「在宅人工呼吸器装着患者に対する日常生活用具給付の品目等について」調査があり、その集計結果が、令和5年9月に送付され、43市町村中28市町村で給付対象となっています。 ・これまで、守口保健所・危機管理室と、福祉避難所における要配慮者の受け入れについて、指定福祉避難所とも協議をすすめてきましたが、人工呼吸器装着者が必要となるのは、バッテリーや発電機であり、その確保が課題となっています。 ・他市の給付状況を参考に、本市でも同様の給付制度を行おうとするものです。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	対象となる在宅で人工呼吸器を装着されている方など、常時電力を必要とされている方に対して、給付する。	
	実施内容	地域生活支援事業実施要綱の第3条の(5)日常生活用具給付等事業の給付内容を定める別表の在宅療養等支援用具に「自家発電機」と「外部バッテリー」を追加し、申請回数・耐用年数を発電機は1回限り、バッテリーは5年後再申請可能とし、交付限度額を共に100,000円とする。 地域生活支援事業実施要綱に基づき、自己負担額は生活保護と非課税世帯は0円とし、課税世帯は購入費用の1割負担とする。但し、交付上限額を超えた部分は自己負担とする。 負担上限月額は、課税世帯で24,000円とし、同じ月に同一世帯の2人以上の障がい者(児)が利用した場合、利用者負担が最も多い者に対して、上記の負担上限月額とし、2人目以降の負担上限月額はその半額とする。	
	期間	継続的事業	令和6年度～

事業費 (単位：千円)	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
	11,900	1,378	扶助費	扶助費	1,378

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
会計	一般会計

事務事業名	視覚障がい者外出支援充実強化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	2. 就労支援・社会参加の充実

概要	目的	・平成30年度より、一般の交通機関を利用することが困難な重度障害者(児)に対して、リフト付き福祉タクシー等に乗車する際に利用できるリフト付き福祉タクシー利用券を交付し、一定の運賃を助成することにより、障害者(児)の外出支援を行っています。 ・現在の対象は、身体障がい者手帳所持者で、1、2級の肢体不自由(下肢機能、体幹機能、運動機能及び移動機能障がい)の判定を受けている人だけとなっていますが、視覚障がい者も、一般の交通機関を利用することが困難であることから、65歳以上の1、2級視覚障がい者を対象とするものです。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	対象となる65歳以上の1・2級視覚障がい者にタクシーチケット(500円×10枚)を交付する。	
	実施内容	・身体障がい者手帳所持者で、65歳以上の1、2級視覚障がい者を対象に、大阪タクシー共通乗車券運営協議会加盟のタクシーを利用できる「タクシー利用券」を、申請のあった者に交付する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	1,056	215	補助金	助成金	215

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	利用率が低いため、引き続き周知に努め、必要に応じて事業規模や補助内容を見直す。
-----------------------	----	---

事務事業評価(令和6年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部高齢介護課
所属コード	60200

番号	事業名	R6決算 事業費(千円)
1	高齢者外出支援充実強化事業	23
2	おうちであんしん高齢者見守り支援事業	25
3	ケアプラン点検業務委託事業	3,355
4	徘徊探知機購入補助事業	18
5	介護予防ケアマネジメント推進事業	17,646
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
会計	一般会計

事務事業名	高齢者外出支援充実強化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	もりぐち高齢者プラン2021では、在宅福祉サービスの充実として、公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障がい者(児)に対して福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、移動に際し必要な費用の一部を助成し、外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的に取り組んでいる。 令和6年度より、これまでの対象者であるよう介護状態区分4及び5の方に加えて、車椅子をレンタルし介護給付を受けている要介護状態区分が1から3までの方や一時的に車椅子を利用している方へも支援を拡充することで、更なる交通弱者の支援及び外出支援の強化を図る。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	高齢者の外出を支援し、生活の質の向上を図るもの。	
	実施内容	65歳以上の者で下記のいずれかに該当する者 ①介護度が要介護4又は5と認定されている者 ②介護度が要介護1から3と認定され、車椅子を利用している者【拡充】 ③怪我等により一時的に車椅子を利用している者【拡充】 上記対象者の要件に該当する方から申請を受けて、福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	723	23	委託料	委託料	23

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	利用率が低いため、引き続き周知し、福祉タクシー以外の利用を認めるなど必要に応じて補助内容を見直すこと。
-----------------------	-------	---

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
会計	一般会計

事務事業名	おうちであんしん高齢者見守り支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10.高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)			守口市の65歳以上の高齢化率は2025年8月1日現在、28.1%(39,560人)で市民の約3人に1人が高齢者という状況である。 また、国勢調査(令和2年10月1日現在)における守口市のひとり暮らし高齢者世帯が10,608人であり、高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らし世帯割合も38.7%と全国(29.6%)や大阪府(36.2%)と比べて高い状況である。 また、コロナ禍における生活環境にも変化が生じ、外出頻度の減少やコミュニケーション機会の低下など、独居高齢者においては身内や家族以外に頼れる人が少ない傾向がある。 本市では、独居高齢者への支援事業として、ひとり暮らし緊急通報機器設置事業を実施しているが、在宅の病弱で定期的に安否の確認を必要とするもの、緊急時にすぐに駆け付けができる協力員2名が必要である等、対象者の利用条件を限定的に実施している状況である。 そこで緊急通報機器設置事業とは別に新しい見守りサービスとして冷蔵庫に一定時間の開閉がない場合に見守りたい人にお知らせ通知が届く端末機の費用を一部助成(半額程度、上限5,000円)し設置することで、離れて過ごす家族や身内が独居高齢者が毎日使う冷蔵庫の開閉状況から見守ることができ、見守られる人のプライバシーを保つつ日常生活リズムが把握できるため、さらなる在宅高齢者の健康と福祉の増進に寄与するもの。
		目 標 (事務事業の目指す方向性)			ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できる環境整備を図るもの。
	実 施 内 容			65歳以上のひとり暮らし高齢者に、冷蔵庫に一定時間の開閉がない場合に見守りたい人にお知らせ通知が届く端末機の購入費用を一部助成(補助率50%、上限5,000円)し、ひとり暮らし高齢者への支援を強化する。	
	期 間			継続的事業	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	750	25	負担金、補助及び交付金	補助金	25

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	交付件数が少ないため、引き続き周知し、冷蔵庫センサー以外のメニューを追加するなど、必要に応じて補助内容を見直す。
-----------------------	-------	--

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
会計	特別会計

事務事業名	ケアプラン点検業務委託事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	ケアプラン点検は、介護給付費適正化事業の主要五事業(認定調査状況チェック、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知)に位置づけられる取組であり、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、本市から委託した第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものである。 上記の実現のため、ケアプラン点検においては、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているか等、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求することが重要である。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	介護支援専門員が作成したケアプランが利用者の自立支援や尊厳の保持に資するものであるかを確認し、質の向上を図る。	
	実施内容	大阪府国民健康保険団体連合会のシステムから抽出したデータを基に受託者が「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「必要なサービスが適切に位置づけられているか」等について点検したうえで、事業所と面談し、必要であれば助言及び改善等の説明を行う。 ・委託料(委託料) ケアプラン点検業務委託	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	3,540	3,355	委託料	委託料	3,355

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	ケアプランの質の向上を図るため、引き続き事業を継続して実施していく。
-----------------------	----	------------------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
会計	特別会計

事務事業名	徘徊探知機購入補助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	これまで、くすのき広域連合において、認知症の高齢者が行方不明になった際に同居親族等が当該認知症高齢者の検索を容易にするため、徘徊探知機を購入する費用を助成する事業を実施していた。従前、くすのき広域連合においては、広域連合が委託した指定の2社に委託料を支払う形で、利用者が徘徊探知機を購入して、使用料を払う際の初回の購入費用に関しての助成を行った。 本市が実施するにあたり、目的を達成するために特定の事業者である必要性がないことから、所定の機能を有する物品の購入費用であれば購入先事業者を特定せずに、申請者に直接補助できる形式とするもの。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	徘徊行動が見られる認知症の高齢者等を同居等により介護している家族に対して、早期に発見するために必要な探知機購入時にかかる費用を助成し、家族の介護負担の軽減を図る。	
	実施内容	認知症高齢者等が行方不明になった際に、同居家族等が当該認知症高齢者等の検索を効果的に行うために、徘徊探知機等を購入する費用の一部を補助する事業。	
	期間	継続的事業	令和6年度～

事業費 (単位：千円)	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
	200	18	負担金、補助及び交付金	補助金	18

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	交付件数が少ないため、引き続き周知し、同居家族等となっている対象要件を拡大するなどの見直しが必要。
-----------------------	-------	---

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
会計	特別会計

事務事業名	介護予防ケアマネジメント推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	1. 地域包括支援センターの機能強化

概要	目的	市の65歳以上の高齢化率は、2023年10月1日現在で28.5% (40,264人) に達しており、市民の約3人に1人が高齢者となっている。要介護認定者のうち、介護予防の対象となる要支援1・2の人数は、例年おおむね2,100人前後で推移している。国勢調査の統計推移によれば、2040年には市の高齢化率は32.4%に達すると見込まれており、特に2025年以降、団塊の世代が後期高齢者となることで、要支援認定者数は一層増加することが予測される。こうした状況において、軽度者の重度化をいかに防止するかが、ますます重要な課題となっている。 市では、健康寿命の延伸を目的に、介護予防・自立支援につながる地域づくりを推進している。高齢者は閉じこもりや活動量の低下により生活機能が低下し、介護認定を申請するケースがあるが、軽度であれば適切なアセスメントと支援・サービスにより、状態改善や重度化予防が可能である。このため、生活機能が低下している高齢者を対象に、リハビリ専門職等が3～6カ月間、短期集中的に介入し、運動・栄養・口腔機能改善等のプログラムを提供することで、生活機能の改善、セルフケアの促進、社会参加の拡大を目指す通所型サービスC(短期集中型)を実施している。 元氣な生活を再び取り戻すためには、「お世話型」のサービスではなく、適切なアセスメントに基づく自立支援型介護予防ケアマネジメントと、質の高い短期集中型サービスの提供が不可欠である。また、事業評価を通じて地域課題を抽出し、施策形成につなげるためのPDCAサイクルを継続的に回すことが求められる。 今回導入するケアマネジメントICTシステムは、以下の4つの支援機能がある。 1. 自立支援型介護予防ケアマネジメント支援 生活課題の分析が可能な操作画面を用いて、高齢者の阻害要因を抽出し生活課題を明確化し、さらに予後予測を行い、高齢者の意向を踏まえた目標設定に向けた予防プラン作成を支援する。 2. ケアマネジメントを中心とした伴走支援 現場での個別支援を通じて定着を図るとともに、市担当者に対して地域の現状や課題の整理および提言を行う。 3. 自立支援型ケアマネジメント研修会の実施 ケアマネジャーのスキル向上を目的とした研修会を開催する。 4. 地域の見える化および事業評価支援 高齢者の状態像や地域の定量データ、伴走支援で得られる定性情報を活用し、地域課題の抽出や事業評価を行う。 本システムの導入により、短期集中型サービスを中心とした地域づくりを推進し、元氣な高齢者の増加と給付費の適正化を図ります。健康寿命の延伸を目指し、介護予防・自立支援に資する安心して住み続けられる地域づくりを構築していく。 交付金については、地域支援事業交付金(包括的支援事業分)として、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、一般財源(1号保険料)23%	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	新規要支援認定者数(R4年度782人)のうち、通所型サービスC(短期集中型)の新規利用者数(R4年度64人)8%を、第9期中に20%利用率へと目標設定。	
	実施内容	・ICT活用によるケアマネジメント支援 ・伴走支援 ・自立支援型ケアマネジメント研修 ・データ分析(地域の見える化・事業評価支援)	
	期間	複数年度事業	令和6年度～令和10年度

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	18,123	17,646	委託料	委託料	16,016
			備品購入費	事業用器具費	1,257
			役務費	通信運搬費	373

今後の事務事業の方向性 (行単担当)	継続	対象者が必要な支援を受けられるよう、引き続き事業を継続する。
-----------------------	----	--------------------------------

事務事業評価(令和6年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部保険課
所属コード	62100

番号	事業名	R6決算 事業費(千円)
1	特定健康診査個別健診導入事業	5,396
2	歯科健康診査個別健診導入事業	2,761
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部保険課
会計	特別会計

事務事業名	特定健康診査個別健診導入事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づき、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、疾病の早期発見、重症化予防に努めるため、特定健康診査(特定健診)を実施している。特定健診の実施場所はこれまで市民保健センターにおける集団健診としていたが、被保険者の実施率の更なる向上、ひいては健康の保持増進につなげるため、市民保健センターでの集団健診に加え、市内医療機関での個別健診も導入することにより、受診機会の拡大を図る必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	受診機会の拡大により、被保険者の特定健診実施率の更なる向上を図り、健康の保持増進につなげることを目標とする。	
	実施内容	特定健診について、これまで実施してきた市民保健センターでの集団健診に加え、令和6年度から市内医療機関で受診することができる個別健診を実施する。	
	期間	継続的事業	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	13,928	5,396	役務費	通信運搬費	1,337
			委託料	委託料	2,365
			負担金、補助及び交付金	負担金	1,694

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部保険課
会計	特別会計

事務事業名	歯科健康診査個別健診導入事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	市民保健センターで実施している歯科健康診査(歯科健診)<健康推進課の事業として実施。>について、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象として、口腔に係る健康の保持増進につなげるため、これまでの市民保健センターでの集団健診に加え、市内歯科医療機関での個別健診も導入することにより、受診機会の拡大を図る必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	歯科健診の受診の機会の拡大により、被保険者の健康の保持増進につなげることを目標とする。	
	実施内容	歯科健診について、これまで実施してきた市民保健センターでの集団健診に加え、国民健康保険被保険者を対象に令和6年度から市内歯科医療機関で受診することができる個別健診を実施する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	9,750	2,761	役務費	通信運搬費	55
			委託料	委託料	2,365
			負担金、補助及び交付金	負担金	341

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

事務事業評価(令和6年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部健康推進課
所属コード	65100

番号	事業名	R6決算 事業費(千円)
1	市民総合（特定）健康診査個別健診導入事業	3,690
2	骨髄バンクドナー支援事業	0
3	高齢者健康増進・介護予防一体化事業	991
4	歯科健康診査個別健診導入事業	379
5	感染症対策事業	0
6	健康相談等事業	4,157
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
会計	一般会計

事務事業名	市民総合(特定)健康診査個別健診導入事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	2. 各種検診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

概要	目的	本市では、昭和45年より住民健診として市民健診及び胃がん検診を、平成9年からは現在地である市民保健センターに場所を移し、市民健診、歯科健診及びがん検診の同日実施を開始した。 現在、実施場所が市民保健センター1か所のみで集団健診を実施しているが、集団健診では各種健診の同日受診ができることや健診の検査基準や判定等の精度管理が統一できる等のメリットがあるが一方で、かかりつけ医で受診できないことや市民保健センターまで行くことに対する負担感等が大きな課題となっている。 これらのことから、現在実施している市民保健センターでの集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を導入し、健康寿命の延伸に向けた医科健診の受診機会の拡大を図るものである。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地理的な要因等で集団健診で受診できない市民に対し、医科健診受診の機会の拡大を目標とする。	
	実施内容	現状の保健センターでの集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を導入する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	10,859	3,690	需用費	消耗品費	73
			需用費	印刷製本	55
			役務費	通信運搬	51
			委託料	委託料	3,511

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
会計	一般会計

事務事業名	骨髄バンクドナー支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	わが国において、骨髄又は末梢血管細胞(以下「骨髄等」という。)移植のドナー登録者数は骨髄等提供を希望している患者数を大きく上回っているにもかかわらず、骨髄等の移植実施率は3%程度にとどまっている。その一因に、移植手術に伴って通院や入院のための費用や休業等の負担がドナーに生じていることが少なからず関わっているものと考えられる。 骨髄等移植手術は血液疾患の治療方法として大きな効果を発揮することから、自治体として骨髄ドナーを取り巻く環境を整えることは骨髄等移植の提供件数を伸ばすための一助となり、移植を待つ患者を一人でも多く救済することを目的として、本市でも骨髄バンクドナーの積極的な支援として当事業を推進すべきである。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	補助金の給付により骨髄バンクドナーの負担を軽減し、骨髄移植・ドナー登録の推進、骨髄等の提供件数の増加を目標とする。	
	実施内容	骨髄バンクを介して骨髄等の提供を行った者及び提供者の所属する事業所に対し、補助金を交付する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

事業費 (単位：千円)	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
	420	0	負担金、補助及び交付金	補助金	0

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
会計	一般会計

事務事業名	高齢者健康増進・介護予防一体化事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	高齢者については、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護状態になりやすく健康と要介護の間の虚弱な状態になりやすくなります。運動、口腔、栄養、社会参加等のアプローチにより疾病予防に取り組む必要性がありますが、保健事業は衛生部門が主体的に実施し、介護予防の取組は介護部門が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという状況にあります。 この課題に対応するため医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、健診未受診者等のリスクの高い高齢者宅に対し保健師が個別訪問等を行い、健康状態の確認や健診の受診勧奨等の相談業務を実施し、健康寿命の延伸に取り組めます。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図り、在宅で自立した生活がおくれる高齢者を増加させる。	
	実施内容	国保データベース(KDB)システムを活用し、健康状態に課題のある高齢者(生活習慣病の重症化、服薬)や心身機能の低下した高齢者(低栄養、身体的フレイル、口腔)を対象として、保健師や管理栄養士等による訪問指導や電話指導等の個別支援(ハイレスクアプローチ)を行う。また、通いの場等での健康教育や健康相談の実施等の関与(ポピュレーションアプローチ)を実施する。 さらに、健診や医療を受診しておらず要介護認定も受けていない健康状態不明者についても、状態を把握し、必要に応じて適切な医療・介護サービス等につなぐ。 従事者 企画・調整担当(保健師) 1人 地域担当(保健師、管理栄養士、看護師)4/5任期付職員 4人	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	17,380	17,369	給料		16,300
			報償費	報償金	314
			需用費	消耗品費	705
			需用費	印刷製本費	5
			役務費	通信運搬費	45

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	引き続き、事業を継続するとともに効果検証に必要なデータを収集すること。
-----------------------	----	-------------------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
会計	一般会計

事務事業名	歯科健康診査個別健診導入事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	本市では、昭和45年より住民健診として市民健診及び胃がん検診を、平成9年からは現在地である市民保健センターに場所を移し、市民健診、歯科健診及びがん検診の同日実施を開始した。 現在、実施場所が市民保健センター1か所のみで集団健診を実施しているが、集団健診では各種健診の同日受診ができることや健診の検査基準や判定等の精度管理が統一できる等のメリットがあるが一方で、かかりつけ医で受診できないことや市民保健センターまで行くことに対する負担感等が大きな課題となっている。 これらのことから、現在実施している市民保健センターでの集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を導入し、健康寿命の延伸に向けた歯科健診の受診機会の拡大を図るものである。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地理的な要因等で集団健診で受診できない市民に対し、歯科健診受診の機会の拡大を目標とする。	
	実施内容	現状の保健センターでの集団健診に加え、市内医療機関での個別健診を導入する。	
	期間	継続的事业	令和6年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	4,859	379	需用費	消耗品費	18
			需用費	印刷製本	28
			役務費	通信運搬	5
			委託料	委託料	328

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	制度の周知に努め、引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	--------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	感染症対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、守口市附属機関条例及び守口市感染症対策委員会規則に基づき常設している「守口市感染症対策委員会」を開催し、専門的な立場から意見や助言を聴取する必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、調査・審議を行う。	
	実施内容	「守口市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画」を策定予定だったが、計画の策定よりも新型コロナワクチン接種を先に進めるよう国から通知があったため、令和4年度は「守口市感染症対策委員会」は開催せず、計画の策定に至っていない。 令和7年度に「守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)」を策定するため、委員会の開催準備を進めている。	
	期間	継続的事业	

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 (単位：千円)	76	0	報酬	非常勤職員報酬	0

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	市民の健康と安全を守るための感染症対策として、引き続き事業を継続する。
-----------------------	----	-------------------------------------

令和6年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
会計	一般会計

事務事業名	健康相談等事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	健康相談等事業には、地域保健法・健康増進法に基づく保健事業及び大阪府後期高齢者医療広域連合から受託している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業が含まれています。 健康寿命の延伸のためには、健診による疾病の早期発見、早期治療だけでなく、特定保健指導や重症化予防等（ハイリスクアプローチ）と健康教室や健康相談等の疾病予防（ポピュレーションアプローチ）を両輪として実施していくことが重要です。	
	目標 （事務事業の目指す方向性）	正しい健康情報の普及啓発により、市民自らが主体的に健康づくり活動に取り組むことができる	
	実施内容	(1)健康相談 ①医師（年30回）、歯科医師（年6回）、薬剤師（年6回）による専門的な健康相談 ②保健師、管理栄養士による健康相談（通年） 計 106回 145人 (2)健康教育 生活習慣病予防や自主グループ育成のための健康教室 28回 221人 (3)その他保健指導（特定保健指導及び一体的実施事業は含まず） 市民健診（禁煙、高血圧等）や骨密度測定（骨粗しょう症）時の集団指導や個別指導 3,861人	
	期間	継続的事业	昭和46年度～

	令和6年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和6年度 決算		
事業費 （単位：千円）	4,309	4,157	報償費	報償金	225
			需用費	消耗品費	278
			役務費	通信運搬費	72
			役務費	手数料	4
			委託料	委託料	3,578

今後の事務事業の方向性 （行革担当）	継続	健康相談の開催時期を健康診断と異なる時期に実施したり、診断結果と連動させる等の工夫により、有効性の向上を図っている。 より多くの市民が効果的に健康相談を利用できるよう引き続き事業を継続する。
-----------------------	----	--